

正しい申告と納税は市民社会のルールです

# 浪速納税協会 だより

平成29年秋季号（第21号）

公益社団法人 浪速納税協会・浪速区納税貯蓄組合連合会発行



安芸の宮島 撮影：徳田 修氏



- ナニワ区民まつりへの参加  
今年も青年部会員ら50名余りで参加し、納税協会コーナーは、税金クイズに挑戦して会員ご寄付の「豪華賞品」を当てようと家族連れで大賑わい!!



- 経営改善講習会等の開催  
事業経営に活用いただくため、元国税調査官を講師に題目「税務調査への対応」を満席の中で開催したほか、管内税理士によるテーマ別税法研修会等を開催!!

**納税協会は税の最新情報をお届けし企業と地域社会の健全な発展を力強くサポートします。**

新入会員を  
ご紹介ください。

<http://www.nk-net.co.jp/naniwa/>

浪速納税協会

検索



## 署長着任のごあいさつ

浪速税務署長

むら さき なお ひろ  
**村崎 尚弘**

初秋の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私、本年7月の定期人事異動により浪速税務署長を拝命いたしました、村崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営について、深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」するため、納税者サービスの観点から、e-TaxなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでおり、お陰をもちまして、利用件数も年々

増えてきております。特にe-Tax、ダイレクト納付等につきましては、更なる利用率の向上に向け、今後も一層の普及・拡大並びに定着に取り組んでまいります。

また、来年の確定申告期におきましても、本年と同様に大阪合同庁舎第2号館別館において大阪市内6署による合同会場を開設することとなり、納税者の皆様にとって、より円滑な運営に向けて取り組む必要があると考えています。

そのほかにも、平成31年10月からは、消費税の軽減税率制度が実施されることとなり、制度の円滑な導入に向けて、効果的な広報・説明会など適正かつ円滑な執行に向けて取り組んでまいります。

しかしながら、これらの取組を実現させるためには、私どもの力だけでは到底成し得るものではなく、皆様方のお力添えが不可欠でございます。今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。



## 専務理事就任のごあいさつ

浪速納税協会 専務理事

わた なべ よし のり  
**渡辺 義則**

8月24日に開催されました公益社団法人浪速納税協会の「臨時総会」等におきましてご承認をいただき、この度、専務理事に就任いたしました渡辺でございます。

私は、平成18年から2年間、浪速税務署の総務課長として勤務いたしており、そのご縁から、ちょうど10年ぶりに浪速の地を踏ませてもらうことになりました。

現在、三重県名張市に住んでおりますが、出身は熊本県で、オイルショック後の昭和50年に熊本国税局へ採用され、枚方市の税務大学校を経て、南署や東署をはじめ13税務署に勤務しましたほか、国税局では、課税第一部、徴収部、そして通称マルサの査察部など、調査・徴収の現場仕事に

従事しまして、修羅場もいくつか経験してまいりました。

私は、この7月まで天王寺税務署長を務めましたが、国税職員が減少傾向にある中、納税協会におかれては、税知識の普及に努め、適正な申告納税の推進、納税道義の高揚等を図りながら、地域社会の発展等に大きく貢献されていることに感銘を受け、その協会運営等に大きな魅力を感じた次第でございます。

これからは、まず、会員の皆様と交流を重ねながら、皆様のお人柄や組織拡大等へのご意見などをお聴きして、これまで培った経験や知識等を生かし少しでも皆様のお役に立てるよう、そして、納税協会及び浪速区納税貯蓄組合連合会の更なる発展に精一杯取り組んでまいり所存でございます。

どうか、ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、会員の皆様方のご健勝と、ご事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

## 浪速税務署 定期人事異動

税務署の定期人事異動が、7月10日付で行われました。幹部職員の異動は次のとおりです。

		(新) 幹部職員		転出者	
職名	氏名	前任	氏名	前任署・職名	
署長	村崎 尚弘	国税庁大阪派遣・監督評価官	番匠 勇	局・課税一部 統括国税実査官	
副署長	吉原 潤子	留任			
特官(法)	志水 康二	豊能署・特官(法人)・特官	中村 都宏	局・総務部・税務相談室 主任相談官	
総務課長	井上 浩紀	神戸署・法人1部門・統括官	濱田 靖宏	門真署・特官(法人)・特官	
管運1	統括官 井原 一彦	留任			
管運2	統括官 松本 通夫	伊丹署・管運2部門・統括官	大畑 健次	退職	
徴収	統括官 前川 哲	留任			
個人1	統括官 山本 りゑ	留任			
個人2	統括官 植田 光典	留任			
特官(法)	恩田 勝弘	茨木署・法人1部門・統括官	齋藤 正実	退職	
特官(法)	上村 肇	留任			
法人1	統括官 柴原 光	留任			
法人2	統括官 大田 悟	洲本署・法人2部門・統括官	永井 一彦	右京署・法人2部門・統括官	
法人3	統括官 小山 祐紀恵	和歌山署・税務広報広聴官	垣内 正	岸和田署・法人3部門・統括官	
総務	補佐 笹田 亮	局・課税一部・課税総括課 管理係長	早内 昭典	上京署・個人1部門 連絡調整官	
法人	連調官 児玉 裕志	留任			

## 説明会等の開催ご案内

「改正法人税法等説明会」・「年末調整説明会」  
「消費税軽減税率制度説明会」のご案内

### 《改正法人税法等説明会》

日 時	場 所
10月25日(水) 午後1時30分～3時30分	株式会社クボタ 本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

### 《年末調整説明会》

日 時	場 所
11月16日(木) 午後1時30分～3時30分	株式会社クボタ 本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

### 《消費税軽減税率制度説明会》

日 時	場 所
10月25日(水) 午後3時30分～4時30分	株式会社クボタ 本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47
11月16日(木) 午後3時30分～4時30分	株式会社クボタ 本社 1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

※会場には駐輪場、駐車場がありませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。



# 平成31年10月1日～消費税の軽減税率制度が実施されます

軽減税率制度の実施時期	平成31年10月1日（消費税率の引上げと同時）
消費税率等	標準税率は10%（消費税率7.8%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 2.2%） 軽減税率は8%（消費税率6.24%、地方消費税率 <sup>(注)</sup> 1.76%） （注）地方消費税の税率は、消費税額の78分の22
軽減税率の対象品目	① 酒類・外食を除く飲食料品 ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）
帳簿及び請求書等の記載と保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象品目の売上げ・仕入れがある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。</li> <li>仕入税額控除の要件は、現行、「帳簿及び請求書等<sup>(注1)</sup>の保存」ですが、軽減税率制度実施後は、こうした区分経理に対応した帳簿及び請求書等<sup>(注2)</sup>の保存が要件となります（区分記載請求書等保存方式）。</li> </ul> <p>（注）1 「請求書等」には一定の領収書や納品書、レシート等も含まれます。 2 「区分記載請求書等」といいます。なお、平成35年10月からは「区分記載請求書等」に代わり、「適格請求書等」の保存が要件となります（適格請求書等保存方式）。</p>
税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上げ及び仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。</li> <li>区分経理が困難な中小事業者の方には、経過措置として売上げに係る税額（売上税額）又は仕入れに係る税額（仕入税額）の計算の特例があります。</li> </ul>

《消費税率の引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更されたことに伴う改正点》

内容	改正前	改正後（平成28年11月改正）
軽減税率制度の実施時期	平成29年4月1日	平成31年10月1日
区分記載請求書等保存方式の適用期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日	平成31年10月1日～平成35年9月30日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成33年4月1日	平成35年10月1日
税額計算の特例の対象者	中小事業者以外の事業者も対象	中小事業者のみが対象 ※ 適用対象となる期間が変更

## ～飲食料品の取扱い（売上げ）がない場合や免税事業者の場合も軽減税率制度への対応が必要です～

<b>課税事業者の方</b> ・軽減税率対象品目の売上げ・仕入れの両方あり 例) 飲食料品を取り扱う小売・卸売業（スーパーマーケット、青果店等）、飲食業（レストラン等） ・軽減税率対象品目の仕入れのみあり 例) 会議費や交際費として飲食料品を購入する場合等	①発行する請求書等は区分記載請求書等へ ②取引先から、区分記載請求書等を受領し、日々の取引を税率ごとに記帳（区分経理） ③申告時の税額計算 ※仕入れのみの場合は②と③	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 3 税額計算の特例 をご確認ください。
<b>免税事業者の方</b> 軽減税率対象品目の売上げあり	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。	1 軽減税率の対象となる品目 2 帳簿及び請求書等の記載と保存 をご確認ください。

### 《軽減税率制度へ対応するための中小事業者への支援措置について》

軽減税率制度への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう次の支援が行われます。

- 中小の小売事業者等に対するレジの導入・電子的な受発注システムの改修等の支援<sup>(注)</sup>  
 ※ 詳細は以下の、「軽減税率対策補助金事務局」にお問い合わせください。 URL <http://kzt-ho.jp>  
**専用ダイヤル** 0570-081-222 【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）
- 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備  
 ※ 最寄りの商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会にお問い合わせください。

（注）軽減税率制度に対応するために行うPOSレジや受発注システム等の改修に要する費用は、一般的にソフトウェアの効用を維持するために行われる支出に該当すると考えられ、修繕費として処理できます。

## 浪速税務署からのお知らせ

平成 29 年分の所得税等の申告書作成会場は  
**「谷町四丁目会場」** です。

浪速税務署庁舎内には開設しません！

開設期間 平成 30 年 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(木)  
 (土・日は開設していません)

是非、ご自宅等のパソコン等で申告書の作成を！

申告書作成会場は大変混雑します。

国税庁ホームページの「**確定申告等作成コーナー**」を活用ください。

www.koisan.nta.go.jp

作成コーナー

**税務署に出向く必要なし！**

e-Tax 又は印刷して郵送等により提出することができます。

**自動計算・いつでも作成可能！**

計算誤りのない申告書を作成することができます。

**スマホ・タブレット**でも作成が可能！

スマホ・タブレットをご利用の方はこちらをアクセス！

スマホ・タブレットからは、パソコンで利用可能な e-Tax での送信など、一部機能がご利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出する必要があります。

QRコードでアクセス！



自宅等にプリンタがなくても大丈夫！

**プリントサービス**にも対応！



スマホ・タブレットでもOK！

プリンタをお持ちでない方でも、コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用して、申告書等を印刷することができます。  
 ※ コンビニエンスストア等での印刷の際に利用料金がかかります。

お問い合わせはお電話で！

- |                     |                    |                  |
|---------------------|--------------------|------------------|
| ●確定申告書等作成コーナーの操作方法等 | e-Tax・作成コーナーヘルプデスク | TEL 0570-01-5901 |
| ●マイナンバーカードに関するご質問   | マイナンバー総合フリーダイヤル    | TEL 0120-95-0178 |
| ●税務相談等              | 最寄りの税務署へお電話を！      |                  |
- ※ 税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

＜医療費控除に関する重要なお知らせ＞

平成29年分の確定申告から、「医療費控除に関する明細書」の添付が必要となります。

医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

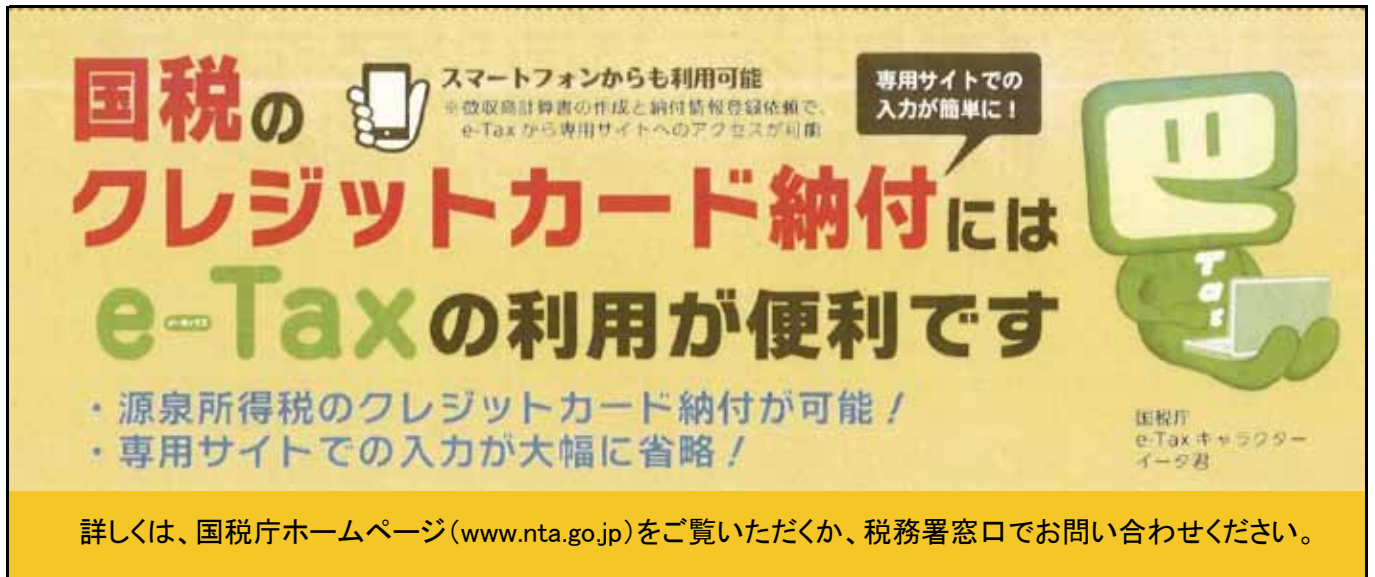
明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除く。）の提示又は提出を求める場合があります。領収書は、ご自宅等で保管してください。


※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。



浪速税務署





**国税の**  **スマートフォンからも利用可能**  
※徴収高計算書の作成と納付情報登録依頼で、e-Tax から専用サイトへのアクセスが可能

**専用サイトでの入力が簡単に！**

**クレジットカード納付には e-Tax の利用が便利です**

- ・源泉所得税のクレジットカード納付が可能！
- ・専用サイトでの入力が大幅に省略！

国税庁 e-Tax キャラクター イータ君

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください、税務署窓口でお問い合わせください。



**個人事業税の第 2 期分の納期限は 1 1 月 3 0 日(木)です。**

**【納める人】**

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業(物品販売業等 3 7 業種)、第二種事業(畜産業等 3 業種)、第三種事業(医業等 3 0 業種)を行う個人

**【納付額】**

$(前年所得金額 - 事業主控除額) \times 税率 = 税額$

- 事業主控除額 年 2 9 0 万円。ただし、事業期間が 1 年に満たない場合は月割額
- 税率
 


第一種事業	5 %
第二種事業	4 %
第三種事業	5 % (第三種事業の内、あんま・柔道整復等医業に類する事業は 3 % となります。)

**【納付方法】**

府税事務所から第 1 期分の納税通知書送付時に、第 2 期分の納付書を同封しております。(年税額が 1 万円以下の場合、第 1 期分の際に、まとめて全額を納付していただくことになっておりますので、第 2 期分の納付書は同封してありません。)

**【お問合せ先】**

〒543-8533 大阪市天王寺区佯人町 2-7  
 大阪府なにわ南府税事務所 個人事業税課 電話 06-6775-1414(代)

なにわ南府税事務所のホームページ    **クリック！**

大阪府ホームページ「府税あらかると」 <http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/>

# 会員無料サービスの一部紹介

## ◆ 『 無料相談コーナー 』

会場は当協会相談室で行います

お気軽にご相談下さい

相 談	日 時	相 談 員	相 談 内 容
人事労務	毎月 第3水曜日 午後1時～3時	社会保険労務士 行政書士	人事・労務・社会保険 年金等に関する相談
税 務	毎月 第2水曜日 第4水曜日 午後1時～4時	税 理 士	税に関する相談

※ 第2、第4水曜日以外でも税務相談を行っています

## ◆ 『 テーマ別税法研修会 』 (主として夜間開講)

- ◎ 法人税申告書作成の基礎
- ◎ 平成29年度 税制改正の概要
- ◎ 会社経理に求められる決算手続き
- ◎ 間違いやすい交際費等の税務
- ◎ 初心者にもできる年末調整の実務と法定調書の作り方



正しい税知識を知ることで、節税や  
経営効率化につながります！

## ◆ 『 ビジネス関連講習会 』

- ◎ 調査官目線でつかむ税務調査
- ◎ 簿記教室 6日間コース
- ◎ 5年で「無期雇用」これって「正社員にする」



## ◆ 『 経済・文化講演会 』

社会・経済情勢を先取りした各種講演会

## ◆ 企業『 異業種交流 』

- ◎ 人脈と交流を広げる確かなチャンス。  
新しいビジネスの発想や事業発展に  
つながります。



## ◆ 『 納税月報・書籍・小冊子の無料配布 』

- ◎ 定年前後のしくみと手続き
- ◎ 源泉徴収税額表
- ◎ 中小企業優遇措置ガイド
- ◎ 税務調査の事前準備と対応策
- ◎ 納税協会2018年手帳



## ◆ 会計ソフト

### 会員特別販売

- ◎ 会員限定の無料電話  
サポートなど、特典・  
サービスも充実



## ◆ 『 税務図書 割引販売 』

- ◎ 税の専門書・実務書 [(財)納税協会連合会図書 及び (株)清文社図書]  
について、窓口にてお求め、お申込みの場合 会員割引価格 で販売。

浪速納税協会にご加入されますと  
多彩なサポートをさせていただきます！！

## 税のアドバイス



税務・人事労務の相談が無料で受けれます

税務、経理の参考図書・小冊子を無料配布します



## 企業経営のサポート

経営に役立つサポートの充実  
や節税のお手伝いをいたします

## 人材の育成

研修会・講習会・簿記教室が無料でご利用できます

## ビジネスチャンス

異業種の交流で新しいビジネスの  
発想や事業発展につながります

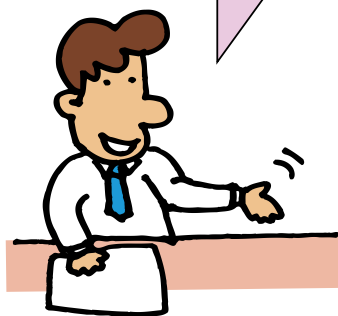


## その他会員特典

- ・福祉制度の充実
- ・時流にマッチした講演会の開催

ご入会の手続きは簡単です！ご相談は納税協会へ。

納税協会窓口の「入会申込書」に記入していただくだけです。会費は、法人・個人別に決められていますが、詳しくは、窓口、又はお電話でお尋ねください。皆様のご入会をお待ちしております。



公益社団法人 **浪速納税協会**

〒556-0011

大阪市浪速区難波中3-14-14

TEL 06(6632)3730 FAX06(6634)1651

<http://www.nk-net.co.jp/naniwa/>

浪速納税協会だより 第21号 平成29年秋季号

●発行所 公益社団法人 浪速納税協会 代表者 伊東 迪之・浪速区納税貯蓄組合連合会 代表者 阪中 雅博  
〒556-0011大阪市浪速区難波中3-14-14 TEL (06) 6632-3730 FAX (06) 6634-1651

●ご意見をお寄せください。